

令和 7 年度 海外 IT 人材確保基盤構築事業  
インターン受入事業者募集要領

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター

## 内容

1. 事業内容 .....	3
(1) インターン受入事業者の募集 .....	3
① 受入人数 .....	3
② インターンシップ実施期間 .....	3
③ インターン受入事業者への支援 .....	3
④ インターン受入事業者の必須要件 .....	3
⑤ 企業の責務 .....	4
(2) その他留意事項 .....	4
2. 応募手続き及び選考方法等 .....	5
(1) 募集期間 .....	5
(2) 応募方法 .....	5
(3) 実施スケジュール .....	5
① 申請 【期限:2025年11月28日(金)] .....	5
② マッチング .....	5
③ 面談 .....	5
④ インターン生の決定 .....	5
⑤ 受入計画の提出 【期限:インターン実施の2週間前まで】 .....	5
⑥ 受入事業者向け事前研修の実施 .....	5
⑦ インターンの実施 .....	5
⑧ 報告書提出 【期限:インターン終了後2週間以内】 .....	5
(4) 結果通知 .....	6
(5) 応募辞退 .....	6
(6) インターン決定後の提出物 .....	6
(7) その他 .....	6

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター(以下、「ISCO」という。)では、沖縄県からの委託を受けて、「令和7年度 海外 IT 人材確保基盤構築事業」において、インターン受入事業者を募集しています。

## 1. 事業内容

### (1) インターン受入事業者の募集

海外 IT 人材の採用・活用に意欲のある沖縄県内の IT 企業等を募集します。

#### ① 受入人数

1 社 1 名程度

#### ② インターンシップ実施期間

2 週間～1 か月程度(2026 年 1 月 30 日まで)

#### ③ インターン受入事業者への支援

インターン生に係る以下(a)～(c)は事務局にて手配いたします。

(a) 交通費 往復航空運賃(原則、エコノミークラス)の全額、

宿泊先から会社までの公共交通機関利用分の実費(2kmを超える場合)

(b) 宿泊費 宿泊費(光熱費を含む)

(c) 海外旅行保険 インターン実施期間分

#### ④ インターン受入事業者の必須要件

受入事業者は以下の要件を全て満たすこと。

- ✓ 沖縄県内に本社又は主たる事業所がある IT 企業、もしくは沖縄県内に本社又は主たる事業所がある企業の IT 部門であること。
- ✓ 海外人材の採用・活用に意欲があること。
- ✓ インターン生の指導員として適当な従業員がいること。
- ✓ 従事する業務内容がインターン生に適していること。
- ✓ 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)及び労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- ✓ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業でないこと、その他、適切でないと判断される営業でないこと。

## ⑤ 企業の責務

- ✓ インターンシップ実施体制及び緊急時対応体制を構築し、責任者、指導担当者、生活面の支援担当者等を配置する。
- ✓ インターンシップ受入計画(企業担当者・インターン生の役割・目標等)をインターン生と協議の上、策定する。

※ 無償インターンであるため、会社の利益に直結する業務には従事させることは認められません。
- ✓ 事務局が実施する事前研修、フォローアップ研修、成果報告会等に参加する。
- ✓ インターンシップ開始時に、インターン生へのオリエンテーション(職場におけるルールや緊急時対応等)を実施する。
- ✓ インターンシップ実施における進捗管理、インターン生の指導、事務局への定期的な報告・連絡・協議を行う。

## (2) その他留意事項

- ✓ 本事業は、事業者に対して、費用を直接補助するものではありません。
- ✓ ご応募いただいたても、必ずしもマッチングが成立するものではありません。
- ✓ 選考状況や合否判定の理由等に関するお問い合わせには一切お答えすることができません。
- ✓ マッチングが成立した後であっても、やむを得ない事情(査証・天災・感染症の流行等)によりインターンシップの実施が中止となる場合があります。
- ✓ 双方合意のうえマッチングが成立した後は、インターン生または受入事業者の都合によるキャンセル、インターンシップ開始後の一時帰国や活動の中止は認められません。
- ✓ 査証に関する不確定要素等により、インターンシップ実施期間が変更となる場合があります。
- ✓ 受入期間中、県担当者および事業委託先従業員が訪問することがあります。
- ✓ 公的資金によるインターンシップであるため、事業成果はホームページ等で公表されます。
- ✓ 報告書等の制作にあたり、取材協力を依頼することができますので、ご協力ください。

## 2. 応募手続き及び選考方法等

### (1) 募集期間

2025年10月21日(火)～2025年11月28日(金)まで

※ 定員に達し次第、募集は終了します。

### (2) 応募方法

事務局HPより申請書を入手し、メールに添付してご応募ください。

海外IT人材確保基盤構築事業 事業ページ

<https://isc-okinawa.org/07-overseas-it/>

送付先メールアドレス

[kaigaijinzai@isc-okinawa.org](mailto:kaigaijinzai@isc-okinawa.org)

### (3) 実施スケジュール

#### ① 申請 【期限:2025年11月28日(金)】

メールに申請書を添付し、期限までに送付してください。

#### ② マッチング

事務局にて受入事業者とインターン生のマッチングを行います。

#### ③ 面談

受入事業者と事務局で選定されたインターン生で面談を行い、最終的に受入事業者にて  
インターン生を選定します。

#### ④ インターン生の決定

マッチングの結果を受入事業者、インターン生に通知し、双方の合意を得て、インターンの  
実施が決定します。

#### ⑤ 受入計画の提出 【期限:インターン実施の2週間前まで】

インターン実施期間の受入計画を作成し、事務局へ提出してください。

#### ⑥ 受入事業者向け事前研修の実施

インターン生の受入前に、事務局が実施する受入事業者向け事前研修を、必ず受講してく  
ださい。

#### ⑦ インターンの実施

#### ⑧ 報告書提出 【期限:インターン終了後2週間以内】

インターン受入終了後は事務局へ報告書を提出してください。

#### (4) 結果通知

結果は申請者にメールにて通知します。

#### (5) 応募辞退

応募した申請者が辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

#### (6) インターン決定後の提出物

インターン決定後、以下の資料を事務局より送付いたします。期限までにご提出ください。

- ✓ 受入計画 【期限:インターン実施の 2 週間前まで】
- ✓ インターン実施報告書 【期限:インターン終了後 2 週間以内】

#### (7) その他

航空券や宿泊先の取得後に、インターン生またはインターン受入事業者都合での日程変更や、ビザ取得誤り等に基づく日程変更にかかるキャンセル料等は、応募者負担となる場合もありますので、ご注意ください。

#### 問合せ先

(一財)沖縄 IT イノベーション戦略センター

海外 IT 人材確保基盤構築事業（担当 上原、中野、花城、ホアン）

Mail:kaigaijinzai@isc-okinawa.org